

令和6年度和歌山県観光情報誌制作等業務 仕様書

1 業務名

令和6年度和歌山県観光情報誌制作等業務

2 業務の目的

幅広いエンドユーザーに対して和歌山県の認知度の向上やイメージアップを図り、行ってみたいと思わせる観光情報を発信することで、本県への観光客誘致促進を目的とする。

3 業務の内容

- (1) 和歌山県観光情報「紀州浪漫」の作成業務（企画・編集・印刷・発送）
- (2) 和歌山県観光情報「紀州浪漫」内の読者アンケートに関する業務
- (3) 県公式観光サイト「わかやま観光」に掲載する「WEB 紀州浪漫」のページ作成及びSNS等広告（インスタグラム広告は必須）配信による拡散業務
- (4) 県公式観光サイト「わかやま観光」に掲載する「旬のおすすめ情報」の原稿作成及びSNS等広告（インスタグラム広告は必須）配信による拡散業務

4 業務の詳細

(1) 和歌山県観光情報「紀州浪漫」の作成業務

内 容 季刊誌「紀州浪漫」を制作し、別途指示する納付先に納品する。

「紀州浪漫」の規格等

- ① 規 格 紙 質：コート紙73kgと同等以上
サ イ ズ：A4判
ページ数：夏号、冬号、春号…オールカラー16ページ
秋号（キャンペンブック）…オールカラー24ページ
（ともに表紙及び裏表紙含む）
- ② 発行日 夏号＝6月1日、秋号＝8月1日、冬号＝12月1日、春号＝3月1日
- ③ 部 数 夏号：60,000部
秋号：100,000部
冬号、春号：55,000部
全号総計：270,000部
- ④ 納品・納期 下記あてに遅滞なく納品すること
 - 1) 観光連盟
各号発行日の15日前までには必ず納品すること。
 - 2) 別途指示する各配布先
各号発行日の最低1週間前までに納品すること。
（全国約630件程度の団体、個人等あて発送。年度中に若干の増減あり。市町村、メディア、書店、その他施設等）
 - 3) 雑誌「月刊ノジュール」への同梱分
発行月の前月15日（土日祝日の場合はその前の平日）午前中までに別途指示する納品先あてに30,000部／号を一括納品すること。ただし、秋号は40,000部を一括納品すること。
※封筒（角2）は必要部数を提供するが、その他の送付に必要な資材（包み紙、段ボール等）は受託者で準備すること。
※毎号、最新の送付先データ（Excelデータ）及び送付状原本（Wordデータ）を

提供するので、必要枚数をコピーし、タックシールなどは作成すること。

「紀州浪漫」のコンセプト

- ① 和歌山県の認知度の向上やイメージアップに繋がり、また、行ってみたいと思わせる観光情報を紹介し、さらには本県への観光客の誘導の動機付けとなるような情報誌とする。
- ② エンドユーザーの知的好奇心、遊び心をくすぐるような内容とする。
- ③ 若年層、ファミリー層、高齢層など、幅広い年代層に受け入れられる情報誌とする。
- ④ 全国で通用する情報誌とする。

「紀州浪漫」の誌面内容

- ① 上記コンセプトに合致したものとする。
 - ② 特集ページやシリーズページは原則として取材を行い、最新の情報及び写真を掲載すること。
 - ③ その他のページの写真は受託事業者で手配し、可能な限り最新のものを使用すること。（原則として観光連盟からは写真を提供しない）
 - ④ イラスト等を使用し楽しく親しめる誌面とする。
 - ⑤ ページ中に、以下1)から7)の項目を掲載すること。（ページ構成は目安とする）
なお、項目ごとのページ数については制作の過程で変更することがある。
- 1) 表1 表紙（1ページ）
特集と連動した写真を使用すること。
冊子タイトル「紀州浪漫」を目につきやすいところに配置するとともに、特集内容等、読者の興味を引く文言等を一部記述する。
 - 2) 表2 シリーズページ（1ページ）
コンテンツと毎号テーマ立てした情報を掲載する。
 - 3) 特集（9ページ ただし秋号は別途指示するが、約17ページになる予定）
夏号テーマ 「紀伊山地の霊場と参詣道 世界遺産登録20周年」
秋号テーマ 「聖地リゾート！和歌山 特別号」
冬号テーマ } 別途打合せのうえ決定する。
春号テーマ }
 - 4) シリーズ 「和歌山さんぽ（仮）」（2ページ）
和歌山各地の見所やグルメなどについて、その季節に応じてテーマ立てし、モデルコースとして紹介する。
 - 5) トピックス（1ページ）
地域の取組、施設・交通機関等の最新情報を紹介する。
 - 6) イラストマップと県内観光に関する問合先一覧（各観光協会、旅館・民宿組合等）を掲載する。（1ページ）
 - 7) 表4 シリーズ「フォトジェニックなわかやま（仮）」（1ページ）
ため息がでるような、二度見してしまうような、または、写真映えるスポットや建造物などを1号につき最低1つ紹介しながら、その周辺の観光スポットやお祭りなども紹介する。

(2) 和歌山県観光情報「紀州浪漫」内の読者アンケートに関する業務

- 内 容 紀州浪漫各号に読者アンケートに回答するためのQRコード等を挿入する。
アンケート内容については別途指示するが、回答用のサイトを作成し、プレゼント選定、回答集計、プレゼント発送を行う。
(参考：令和5年度はグーグルフォームを利用)
- 回 数 年間4回：各号発行に併せて調整すること。
- その他 プレゼントにかかる費用は受託者で負担すること。また、ノベルティが必要な

場合は観光連盟から支給する。（必要個数は相談することとする）

(3) 県公式観光サイト「わかやま観光」に掲載する「WEB 紀州浪漫」（仮）ページ作成及びSNS等広告配信による拡散業務

内 容 上記(1)で制作した「紀州浪漫」を県公式観光サイト「わかやま観光」内の「WEB 紀州浪漫」（仮）に掲載するためのページ（スマートフォン用ページを含む）を作成すること。なお、作成するページは本誌の特集ページ分のみとし、WEB上の記事に記載されている電話番号及びURLをタップすると電話やサイトに繋がるものとする。ただし、PDFの掲載は不可とする。また、本文読み上げ機能を活用するため、本文データを抽出し提供すること。

また、「WEB 紀州浪漫」（仮）への誘導を図るため、SNS等広告を配信する。なお、Instagram広告は必須とする。

納 期 観光連盟あてに和歌山県観光情報「紀州浪漫」各号発行日の最低10日前までとする。なお、納品方法は別途指示する。

その他 データ抽出用の本文データはワード形式に抽出、写真に係る説明文の抽出は不要。

(4) 県公式観光サイト「わかやま観光」に掲載する「旬のおすすめ情報」の原稿作成及びSNS等広告配信による拡散業務

内 容 和歌山県公式観光サイト内に掲載するコンテンツ「旬のおすすめ情報」に掲載する記事の取材を実施し原稿を作成する。

テーマ（例：グルメ、お土産、紅葉や花などの季節の情報、イルミネーション等その時期おすすめの事柄）及び取材先等は委託事業者が提案し、観光連盟と協議のうえ決定する。

また、当ページへの誘導を図るため、SNS等広告を配信する。なお、Instagram広告は必須とする。

本 数 6本

写 真 原稿1本につき6点以上（解像度300dpi、1,181×1,748ピクセル以上のJPEGデータ）の写真を同時に納品すること。なお、取材先からの提供写真でも可。

納 期 下記の各月20日（土日祝日の場合はその前の平日）とする。

4月、7月、9月、11月、1月、2月

なお、納品方法は別途指示する。

5 留意点

(1) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託事業者は、観光連盟と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。また、特に必要な場合は、観光連盟職員が取材等に同行する。

また、本業務での校正は2回以上、色校正は1回以上行うこと。

(2) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、観光連盟に帰属するものとし、観光連盟は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段、方法により公開、利用できるものとする。なお、これら二次利用にかかる出演者等への許諾は受託事業者において得るものとする。

(3) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費

は受託事業者の負担とする。

(4) 納品データの安全管理

電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。

納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合はすべて受託事業者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(5) 機密の保持

受託事業者は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、和歌山県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

- ①受託事業者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託事業者において手続きを行うこと。
- ②受託事業者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像や写真（風景、図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(8) その他

受託事業者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、観光連盟と協議し、その指示に従うこと。